

## はしがき

本書は、「金融商品取引法」と「金融サービス提供法」の解説書である。

本書の特徴は、三つある。

一つ目は、法の解説に先立ち、金融、金融商品取引、投資についてページを割いていることである。金融商品取引法は、金融商品取引（有価証券等の投資取引とデリバティブ取引）を対象とする法律であり、金融サービス提供法はそれに加えて預金や保険も対象とする法律である。したがって、これら対象を理解していることが法の理解のために不可欠の前提となるが、そのための適切な文献は少ない。金融商品取引法の解説書は多数あるが、ほとんどは法の解説のみをするものであり、1冊で金融商品取引や投資の解説と法律の解説がある点は、類書にない特徴といえる。

二つ目は、全体として、消費者の視点を重視していることである。英国の著名エコノミストであるジョン・ケイがその著書で指摘するとおり、金融の発展と金融業界の発展は別問題であることを踏まえて、すべての人が消費者である以上、世の中のしくみの一部である金融制度は、消費者のためにあるべきであるとの視点を基本にしている。

三つ目は、二つ目の特徴とも関連するが、投資被害救済の法理論の解説があることである。これは、筆者の弁護士としての経験を生かして、少ないページ数でも実務に役立つレベルに近づけるよう努めたものである。

本書は、大学の講義資料をベースに加筆したものであり、まずは大学の法学部でこれらの法律を学ぶ学生を念頭においているが、それに加えて、金融関係の業務に携わるビジネスマンや投資被害救済に携わる弁護士、投資被害相談を担当する消費生活センター相談員や行政職員の方々も意識し、実務に必要なレベルを確保するよう心掛けた。多くの方に利用いただければ幸いである。

2023年1月 桜井 健夫



# 第1部

## 金融商品と投資

### ●第1部のポイント●

- ・金融商品取引とはどのようなものか。
- ・金融商品取引の社会的役割、消費者にとっての意義は何か。
- ・ESG投資とはどのようなものか。
- ・投資の際に考慮すべき事項は何か。
- ・金融商品取引で被害に遭う人の心理はどうなっているのか。

# 第1章 金融と金融商品取引

## 1 金融とは何か

金融とは、資金が流れることをいい（狭義では、資金の融通、すなわち資金余剰主体から資金需要主体へ流れることを指す）、次の四つの機能をもつ<sup>1</sup>。

- ① 決済
- ② 消費と資産の管理（預金）
- ③ 効率的な資本配分（融資、証券取引）
- ④ リスクの緩和（保険）

①②は銀行等（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫）、③は銀行等と証券会社等（証券会社、投資信託会社を含む金融商品取引業者）、④は保険会社等（保険会社、外国保険業者、少額短期保険業者、各種共済組合）がその役割を担っている。金融業の成否は、それにかかわる業者が上げる利益額ではなく、①～④の達成度で決まる。制度設計上は、役に立つ金融業をいかに創り上げ監督していくかという視点が重要である<sup>2</sup>。

## 2 金融商品取引の概要<sup>3</sup>

金融商品取引とは、将来金銭等で受け取る約束をして資金を支出したり、それによって得た権利や地位を売却したりすることである。約束の仕方には、国債のような資金受取者にとって負債となる負債（debt、デット）契約と株式のような資金支出者が持分を取得する持分（equity、エクイティ）契約が

---

1 金融審議会「金融制度スタディ・グループ中間整理」（2018年6月29日）は、金融の機能を①決済、②資金供与、③資産運用、④リスク移転の四つに整理し、預金は、①②③の背後にあるものとして位置づけている（金融庁ウェブサイト）。

ある。第1章1の②③④に関係する。預貯金取引（定期預金・普通預金・当座預金等）、証券取引（株式・社債・投資信託等）、保険取引（生命保険契約・損害保険契約・医療保険契約等）などがその例である。デリバティブ取引（先物・先渡し・オプション・スワップ等）は④に類似する機能があり、これも含めて考える。

なお、商品先物取引は、金銭ではなく商品に関連する取引であるが、商品デリバティブ取引の一種であり、その商品を産出する生産者、その商品を原料として使うメーカー、その商品を取り扱う流通業者など（以上を当業者という）を除けば、商品の受渡しを行わないで常に差金決済をすることとなるので、結果を将来金銭等で受け取る約束で顧客が資金を支出する取引といえる。そこで、これも金融商品取引に含める。

そのほかに、**金融商品まがい**ともいうべき怪しい取引も多数あり、消費者が狙われている。外形が同じまたは類似しており、これらについても考えてゆく。

#### 用語解説

▶**金融商品取引**：本文の説明のほかに、現在のお金と将来のお金を交換する取引（池尾和人『現代の金融入門〔新版〕』（筑摩書房・2010年）12頁）、現在から将来にわたるキャッシュフローの移転（新しい金融の流れに関する懇談会「新しい金融の流れに関する懇談会『論点整理』の概要」（1998年）3(1)（金融庁ウェブサイト））などとも説明される。

▶**投資サービス**：これらの金融商品取引を顧客に提供する業務を投資サービスというこ

- 
- 2 ジョン・ケイ（藪井真澄訳）『金融に未来はあるか——ウォール街、シティが認めたくなかった意外な真実』（ダイヤモンド社・2017年）は、この手段の一つとしてスチュワードシップ（機関投資家の受託者責任）の重要性を指摘し、資金を預かって運用するプロが運用先の選定やその後の関与を適切に行うことが必要であるとする。日本でも同様であり、金融庁スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（令和元年度）が「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」（2014年策定、2020年3月24日再改訂）を設け、多くの機関投資家が受け入れている。詳細は第4章3(2)参照。
- 3 金融商品の参考文献として、伊藤宏一監修「金融商品なんでも百科」（金融広報中央委員会ウェブサイト）がある。

とがある。証券会社、銀行、保険会社などが行っている。法律上の言葉ではない。

### 3 預貯金

**預貯金**は預金と貯金の総称である。預金は、銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫にお金を預けること、貯金は、郵便局・農業協同組合・漁業協同組合にお金を預けることである。いずれも法的には**消費寄託契約**（民法666条）に分類される契約であり、呼び名の違い以上の相違はない。預貯金制度の重要性や預貯金の特性から、預貯金を受け入れることができるのは銀行法・農協法等の法律に基づいた許可等の根拠をもつ者に限られており、それ以外の者が預貯金を受け入れると出資法2条に違反して犯罪となる。

**預金**の種類には、普通預金、定期預金、当座預金（手形・小切手の決済用の預金で、金利がつかない）、外貨預金、仕組預金（デリバティブ取引を組み込んだ預金）等がある。預金的一种である**郵便貯金**には、通常貯金、定期貯金、定額貯金、振替貯金（決済用の貯金で、金利がつかない）がある。

このうち、外貨預金、仕組預金などの投資性の強い預金を除けば、預金は預かった金融機関が元本を返還することを約束した金融商品であり（元本保証）、支出した額より戻ってくる額が減るという元本欠損リスクの観点からは、銀行などの金融機関の**信用リスク**が問題となる。金融機関が破綻した場合には、決済用預金は全額保護、それ以外は一部を除いて**預金保険制度**により元本100万円までは元利が保護されるが、それを超える額については倒産手続で得られる配当金等を取得できるととどまり、元本を下回るリスクがある。

日本における個人の金融資産の半分強は現金預金の形をとっており<sup>4</sup>、そのほとんどは預貯金である。ここ数十年、預貯金の割合はほとんど変わらない。

---

4 個人金融資産は、2022年3月末で2005兆円（現金・預金1088兆円、証券321兆円、保険年金540兆円など）である（日本銀行調査統計局「参考図表2022年第1四半期の資金循環（速報）」（2022年6月27日）図表3-1（日本銀行ウェブサイト））。

## 用語解説

- ▶ **消費寄託契約（民法666条）**：預かった側はそれを消費することができ、同額を返せばよい。預ける人のための契約類型であり、いつでも返還請求できる（民法662条。なお、同法666条3項では同法591条1項を準用していない）。これに対し、消費貸借契約（貸し借り）は借りる人のための契約類型であり、期限にならないと返還請求できない。
- ▶ **預貯金契約**：厳密には、預貯金契約には、消費寄託契約に加えて、「振込入金 of の受入れ、各種料金の自動支払、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも含まれている」（最判平21年1月22日民集63巻1号228頁）。
- ▶ **元本保証と元本確保**：元本保証とは、取引相手の業者など（預金の場合は金融機関、公社債の場合は発行者）が元本の支払いを約束することであり、主債務者が別においてその債務を保証するというわけではない。元本確保とは、満期などの特定の時期に元本を全額返還できるように設計された商品の状態をいい、それ以外の時期に換価する場合は元本欠損とすることがあるように設計されている。
- ▶ **信用リスク（デフォルトリスク）**：取引相手方や発行者などの信用状況によって、支払時期に、約束どおり元本と利息が支払われなくなるリスクをいう。預金や社債のような元本保証商品の場合に最も重要なリスクである。
- ▶ **預金保険の対象外**：外貨預金、譲渡性預金等は預金保険の対象外である。仕組預金の利息等については、預入れ時における通常の円定期預金（仕組預金と同一の期間および金額）の店頭表示金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は対象外となる。
- ▶ **預金保険機構**：預金保険制度を運営する主体。

## 〈コラム1〉 郵便局は銀行の一種

郵便局を運営していた日本郵政公社は、銀行とは別の法的根拠に基づいた組織であったが、2007年10月1日、持株会社（日本郵政株式会社）と、4事業会社（①郵便局株式会社、②郵便事業株式会社、③株式会社ゆうちょ銀行、④株式会社かんぽ生命保険）に民営化・分社化し、2012年10月1日には①②が合併して日本郵便株式会社となった。郵便貯金を受け入れる株式会社ゆうちょ銀行は銀行の一種となっているが（郵政民営化法98条1項により銀行法4条1項の免許を受けたものとみなされる）、貯金の名称はそのまま残った。通常貯金1300万円、定期性貯金1300万円の上限がある。

## 【著者略歴】

桜井 健夫（さくらい たけお）

1954年生まれ。1977年司法試験合格。1978年一橋大学法学部卒。司法研修所を経て1980年弁護士登録（第二東京弁護士会）。現在に至る。この間、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長、第二東京弁護士会消費者問題対策委員会委員長、東京都消費者被害救済委員会委員、国民生活センター紛争解決委員会特別委員などを歴任。2012年東京経済大学教授。弁護士としての実務経験を活かし、同大学で金融法の授業を担当。

### 〔主な著書〕

『新・金融商品取引法ハンドブック〔第4版〕』（共著。日本評論社、2018年）

『消費者法講義〔第5版〕』（共著。日本評論社、2018年）

『保険法ハンドブック』（共著。日本評論社、2009年）

## 〈消費者のための金融法講座Ⅰ〉

# 金融商品取引法・金融サービス提供法

2023年2月13日 第1刷発行

定価 本体3,200円＋税

著 者 桜井 健夫

発 行 株式会社 民事法研究会

印 刷 株式会社 太平印刷社

発 行 所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258〔営業〕

03(5798)7277 FAX 03(5798)7278〔編集〕

<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

落丁・乱丁はおとりかえします。ISBN978-4-86556-542-3 C2032 ¥3200E  
カバーデザイン 関野美香